

# 参議院運輸委員会会議録第二十五号

昭和二十七年五月二十九日(木曜日)午後一時五十五分開会

## 委員の異動

五月二十六日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として椿繁夫君を議長に置いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長	山縣勝見君
理事	岡田信次君
委員	仁田竹一君 小野哲君 高木正夫君 小酒井義勇君 齋武雄君 石村幸作君 坪内八郎君
衆議院議員	深川栄左門君 間嶋大治郎君 甘利昇一君
委員外議員	細田吉藏君
政府委員	運輸大臣官房課長 運輸省船舶局長 運輸省鉄道監督 事務局側
常任委員	古谷善亮君
会員内員	岡本忠雄君
法務局側	岡崎庄盛君
第二課長	

- 造船法の一部を改正する法律案(衆議院送付)
  - 旅行あつ旅券法案(衆議院送付)
  - 諸願及び陳情に関する件
- 委員長(山縣勝見君) これより運輸委員会を開会いたします。
- 先ず造船法の一部を改正する法律案を議題といたします。
- 衆議院議員坪内八郎君 只今上程されました造船法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して提案理由を説明いたします。

今日、我が国造船業は戦争によつて崩壊した商船隊の再建に、或いは輸出船の建造による外貨の獲得に目覚ましい業績を挙げていますが、我が国造船業の今日の地位はひとり戦後における造船業者の努力のみでなく、明治中期以来永年に亘つて造船業を培養して来た造船奨励法、製鐵奨励法、關稅定率法等による国家の保護政策も又あづかつて力があつたのであります。このようないくに國家が造船業に保護を加えて來たことは、この事業が海運業との関係においても、又関連諸産業との関連においてもその成長が重大な国家的関心事であつたからであります。而も造船業に対するこのような国家的関心は今まで減少せざるのみならず、いよいよ日本の重きを加えていると言わなければなりません。即ち現在造船業は日本の存立に欠くことのできない商

業であるから、この際消極的に對するこのような国家的関心は今まで拘束せられずになし得るせめてもの方策として、我が造船業に混乱を招来するような資本投下、特に何らの制約なしに國資本が流入することを防止

し、国民経済的な角度からその能力施設に適切な調整を行ひ得る措置を講じて置く必要を痛感するのであります。大に、改正案の内容を簡単に御説明いたします。現在の造船施設の届出制は許可制に改め、なお施設の譲受及び借受についても許可を要するものとします。これに對して建造量の見通しはいたしました。ただその対象たる施設は現行法では総トン数百トン以上又は長さ二十五メートル以上の鋼船の造修施設であつたのであります。本改正案ではこの範囲を縮小し、総トン数五百トン又は長さ五十メートル以上の鋼船の造修施設に限定いたしました。この法律案の立法精神は飽くまで先に述べたごとく我が国造船業の健全な運営を目的とするいわば一種の保護手段であります。従つて我が国造船業者の企業的創意及び自動的運営を阻む趣旨のものではなく、その運用についても經營上の必要に基いてなそうとする止むを得ない施設の整備、改善を阻止する結果とならないよう嚴に留意すべきものであります。又対象となる施設の範囲も船台、ドックその他若干のもの等、法改正の趣旨を徹底するために必要な最小限度に止め、且つ設備改善なしに解放されることとなるのであります。その結果我が造船業界に收拾しないよう許可の対象を限定して行くことを十分予想せられるのであります。

右のような観点から、この際消極的にはあるが、財政事情その他の事情に不可なることを明らかにしたいと思ふ。現在の造船能力は各造船所の雇用量をベースとする能力で算定すれば、外へ輸出する能力は五十八万総トンと推定され、ストライク報告による算定期も五十七万八千総トンとなつております。従つて我が國の外航船建造能力は平常の状態において五十八万総トン程度と判定して差支えないと思ひます。これに對して建造量の見通しは大体年間五十万総トンであり、現状では大体バランスがとれております。最も今後の国際情勢如何では需要の増加も考えられます。民業に転換する旧工場等の合理的な生存をも図らねばならず、需給のバランスをとつて行くことはなかへ困難であります。従つて外資導入が日本経済全般の復興と発展を促進する契機となることを確信しておりますが、我が国造船業の実情を見ると、米、英、仏等の主要海運国は勿論、イタリ、ドイツ、ベルギー、北欧諸国におましてもそれく、建造補助金の交付、造船融資或いは各種の免税等の措置が講ぜられておりました。一方諸外国を思われる所以であります。一方諸外国を見ますと、我が国造船業の健全化に貢献するよう調整されることが是非とも必要であると思われるのであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを望みます。

○委員長(山縣勝見君) お詫びをいたしましたが、本日は提案理由の御説明のみとどめて、大綱説明その他説明は次回に譲りたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。

○委員長(山縣勝見君) それでは次に



幾らという金をもらいました、それに  
よつて運賃も幹旋業者が払いますし、その他のサ  
宿泊料も幹旋業者が払う、その他のサ  
ービスというわけなんです。

○委員長(山縣勝見君) その他に御質  
疑ございませんか。

○岡田信次君 こういう法律ができる  
て、いい旅行幹旋業者ができると、こ  
れを一般国民に周知せしめる、徹底せ  
しめるという何か方法について、どう  
いうふうに当局はお考えですか。

○政府委員(間嶋大治郎君) 若しこの  
法律が国会を通過いたしまして実施に  
相成りましたならば、勿論この法律の  
目的としておりする旅行幹旋業の健  
全な発達のために、旅行幹旋業者、

この対象となります。旅行幹旋業者は  
もとより、業者側に対しましても十分  
周知の方法を講じなければならんと思  
つております。殊に一応政府登録とい  
うふうなことになりますと、そういう

名前を盛んに旅行幹旋業者が振廻すと  
いうふうなことも予想せられるわけで  
あります。勿論過去において一応不正  
がなかつたかどうかということは調べ  
まして、不正がなかつたということを  
確認した上で登録することに相成るわ  
けであります。併しその政府登録とい  
うことが、一〇〇パーセント利用者が  
が信頼できるといふことの説明には必  
ずしもならないわけである。この点は  
特に十分利用者側に認識していもら  
う必要があると思うのであります。そ  
の方法といたしまして、我々といたし  
ましては、先づ対象となりまする旅行  
幹旋業者に対する御協力を通じま  
して、法案の内容につきまして十分納  
得の行くような説明をいたし、又はこ

の解説というふうなものを作りまして  
配付する。又これを利用者側に対しま  
しては学校、特に学校方面に対しまし  
てはこの内容をよく説明いたし、又法  
律の内容のみならず、旅行幹旋の実体  
というものをよく認識してもらうため

に適当なる方法で内容の説明というふ  
うなことは是非いたしたいと思ってお  
ります。又これを実施したいために、  
ある次第であります。又これを実施した  
しまする場合には、権限の一部を地方  
の都道府県或いは陸海運局に委任いた  
すことに相成るわけでもあります。こ  
ういった委任を受けた行政官庁につき  
ましては、この法律の実施に遺憾のな  
いように関係者全部に対しまして、よ  
く納得が行き、又法律の趣旨を誤ま  
ないよう、十分適正な運用ができる  
ように説明等をいたすつもりでおりま  
す。

○岡田信次君 もう一つお伺いします  
が、もぐりの旅行幹旋業者が横行する  
心配はありませんか。若しありとすれ  
ば、その取締りの方法を伺いたい。

○政府委員(間嶋大治郎君) この法律  
が若し通過いたしましたならば、政府  
の登録を受けないで営業いたしました  
場合には、この法律の罰の適用を受け  
まして、それはもぐりの業者というこ  
とに相成るわけであります。これを  
どういうふうにして把握するかといふ  
ことでござりますが、勿論役所の側  
でこれを一々把握するといふことは非  
常に困難であろうとは存じます。が、

併し幸い業界におかれまして、この  
法律運用に関しては十分な関心を持つ  
者がある、そういうふうな事情で  
協力も得まして、そういうもぐりの業  
者が跋扈しているといふふうな状況で  
ござりますれば十分連絡を願つて、そ

して我々いたしましたは、これを実  
施いたしまするに際して権限を委任す  
る地方機関等を動員いたしまして、も  
ぐり業者といふふうなものが出来ないよ  
うに十分取締りして行くつもりでござ  
います。

○委員長(山縣勝見君) そのほか御質  
疑ございませんか……質疑がないよ  
うでしたら、なお本件に対しましては  
質疑を次回にも続行、他に御質疑のお  
ありの委員もおられるようあります  
から、次回に譲つて、本件につきまし  
ては、審議は本日はこの程度でとどめ  
たいと思います。よろしうござります  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山縣勝見君) それでは次に  
請願陳情に移ります。速記を止め  
て……。

午後二時二十三分速記中止

午後四時一分速記開始

○委員長(山縣勝見君) 速記を始めて  
下さい。本日はこれにて散会いたしま  
す。

午後四時二分散会

五月二十七日予備審査のため、本委員  
会に左の事件を付託された。

一、造船法の一部を改正する法律案  
(衆)

造船法の一部を改正する法律案

造船法(昭和二十五年法律第百二  
十九号)の一部を次のように改正す  
る。

第一條及び第三條を次のように改  
めることとする。

二、当該施設を新設し、譲り受  
け、若しくは借り受け、又は当  
該設備を新設し、増設し、若し  
くは拡張することによつて、當  
該造船事業の健全な発達を阻  
害するような競争をひき起す虞  
がないこと。

三、当該施設を新設し、譲り受  
け、若しくは借り受け、又は当  
該設備を新設し、増設し、若し  
くは拡張しようとする者の技術  
的及び経済的基礎が確実である  
こと。

第十二條を次のように改める。

(施設の新設等の許可等)

第二條 総トン数五百トン以上又は  
長さ五十メートル以上の鋼製の船  
舶の製造又は修繕をすることがで  
きる造船台、ドック又は揚船台

を備える船舶の製造又は修繕の施  
設を新設し、譲り受け、若しくは  
借り受けようとする者は、省令の

許可を受ければならない。

前項の許可を受けた者は、その  
許可に係る工事を完了し、又は譲  
受若しくは借受による引渡を完了  
したときは、その日から一箇月以  
内に、その旨を運輸大臣に届け出  
なければならない。

二 当該施設を新設し、譲り受  
け、若しくは借り受け、又は当  
該設備を新設し、増設し、若し  
くは拡張することによつて、當  
該造船事業の健全な発達を阻  
害するような競争をひき起す虞  
がないこと。

三、当該施設を新設し、譲り受  
け、若しくは借り受け、又は当  
該設備を新設し、増設し、若し  
くは拡張しようとする者の技術  
的及び経済的基礎が確実である  
こと。

第十二條を次のように改める。

(罰則)

第十二條 第二條第一項又は第三條  
第一項の規定に違反した者は、六  
月以下の懲役若しくは十万円以下  
の罰金に処し、又はこれを併科す  
る。

第十二條の二 左の各号の一に該當  
する者は、三万円以下の罰金に処  
する。

一 第二條第二項(第三條第二項  
において準用する場合を含む)、第六條又は第十一條の規  
定による届出をせず、又は虚偽  
の届出をした者

二 第十條第一項の規定による報  
告をせず、又は虚偽の報告をし  
た者

三 第十三條中「前條」を「前二條」に  
「同條」を「各本條」に改める。

附 則

一 この法律施行の期日は、公布の  
日から起算して六十日をこえない  
期間において、政令で定める。

二 この法律施行の際現に改正前の

造船法第二條第一項又は同法第三條第一項の規定により届出をして、その工事に着手している者は、改正後の同法第二條第一項又は同法第三條第一項の規定の適用については、この法律施行の日ににおいてそれぞれの規定による許可を受けた者とみなす。

3 この法律施行の際現に改正前の造船法第二條第一項又は同法第三條第一項の規定による届出に係る工事であつて改正後の同法第二條第一項又は同法第三條第一項の施設又は設備に係るものを作了して、その工事の完了の届出をしていない者については、改正前の同法第二條第一項及び同法第三條第二項の規定は、この法律施行後もなおその効力を有する。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。